

TJAR2018参加要件

全ての参加希望者は①、②を満たさなければならない。

①参加資格

1. 過去70Km以上のトレイルランニングレース*¹を完走している事(大会名、開催年月日、ナンバー、タイム)
2. 過去標高2000m以上の場所において 10泊以上の露營経験がある事【年、月、場所(キャンプ場名)】

②参加条件(書類選考基準)・・・2017～2018年の実績

1. TJAR本大会を想定した長時間(コースタイム20時間以上)行動後、標高2,000m以上の場所(北海道は標高1500m以上)において、4回以上の*²ビバークスタイルでの露營経験があること。申し込みにあたって、*³写真のデジタルデータを添付のこと。
2. 山岳保険(遭難捜索費用保障を含む)に、必ず加入していること。(救援者費用保障は不可)
3. リスクマネジメント(危機管理)に対して
 - A.事前にリスクを回避する《危険回避能力》
 - B.アクシデント発生時に対応できる《事故対応能力》を身につけていること。
4. 自己責任の法則・・・「すべての責任は、自らに帰する」ことを自覚して行動できること。
5. 心身ともに異常なきことが証明できる医師診断書、もしくは人間ドッグ結果報告書を参加確認書と同時に提出すること。*⁴
6. 選考会開催日(2018年6月23日)において20歳以上であること。
7. 日本語で通常の会話もしくは読み書きのできること。

8. 配偶者または一親等の成人親族による大会参加に対する承諾書を提出すること。
(配偶者または一親等の成人親族がいない場合は要相談)
9. 消防署、日本赤十字等の主催する救命入門講習もしくは救命講習(AEDを含む心肺蘇生法) *⁵の有効期限内である修了証明書の画像データを提出すること。
10. 1日にコースタイム25時間以上の山岳トレイルコース *⁶を、コースタイムの60%以下のタイムで走りきれる体力と全身持久力を有すること。注:昭文社「山と高原地図」などのコースタイム、実際の行動時間、その比率(実際の行動時間/コースタイム)を参考値として提示のこと。
11. フルマラソンを3時間20分以内、あるいは100kmマラソンを10時間30分以内に完走できる記録を有すること。
(大会の記録証、大会ホームページ等記録の画像ファイルを添付の事)

参加条件(書類選考基準)の内容を実行委員会において以下の観点で審査する。

- ・TJAR参加を見据えた入念な準備を整えている者
- ・内容の充実度
- ・より厳しい環境で訓練を積んでいる者

この中で経験値が低いとされた者は選考会に参加できない
それでもまだなお定員をオーバーした場合は抽選となる。

- ・選考会(定員60名)

書類選考条件を満たし、大会実行委員会が承認した者のみ、選手選考会に出場する事が出来る。

- ・本大会

選手選考会にて審査に合格し、実行委員会による判定会議で認められた者のみ本大会に出場する事が出来る。(選考会をパスしても判定会議で承認されない場合がある)

これが定員を超えた場合は抽選となる。

最終の抽選から漏れた選手の中からレース中のスイーパーを各山域2名募集する。

参加要件を満たした前回の優勝者は本大会出場権がある。

参加要件を満たしたTJAR2016完走者は選考会へスタッフとして参加する事により選考会の審査が免除される。

* 注釈

*¹ トレイルランニングレース

公に参加者を募って開催されている登山道(トレイル)を使用したレースで、全コースのうち林道・舗走路率**50%**以下のレースとする。プライベートレース、練習会等の実績は認められない。

*² ビバークスタイル

キャンプ指定地においてツェルト(シェルター)+レスキューシート(もしくはシュラフカバー)のみで、ひと晩(深夜0時を含む、4時間以上)を過ごす事。

ただし、以下のような長時間の行動が伴わない形式的な露営はここでのビバークスタイルでの経験とはならない。

- ・富士山五合目や乗鞍岳畳平などの高地まで車で行き、駐車場で露営
- ・中央アルプスにてロープウェイを利用して頂上山荘キャンプ場(駒ヶ岳)で露営

ツェルトについて

表示がツェルトとされているもの。それ以外でも以下に挙げるモデルはツェルトと同等として扱う。ただし選考会では自立型としての設営時間で評価する。

※その他判断に迷うモデルがあれば事前に実行委員会に問い合わせのこと。

メーカー名	モデル名
モンベル	ULドームシェルター, ULモノフレームシェルター, マルチチューブシェルター
トレイルマウンテン	ストックシェルター
ヘリテッジ	ストックシェルター, エマーゼンシーソロシェルター, エマーゼンシードーム, クロスオーバードーム, クロスオーバードームf
アライテント	ビビィシェルター, ライズ1

*³ デジタルカメラのデジタルデータ(JPEG)を添付する事によりその証明とする。ただし一切の加工を施さない事。画像の加工、画像の回転、サイズ変更、圧縮、Exifデータの改変、ファイル名の変更等の改変が認められた場合は不可とする。

1回の露営につき写真1枚(最大で2枚)。これを4箇所分

写す物は

1: 露営風景【標高2000M以上(北海道は標高1500m以上)のキャンプ場でシェルターを設営している風景】

2: 本人の顔

3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)

これら3つの要素を1枚(もしくは2枚)の写真で表現する事。写っているものをもってその証明とする。ただしシェルターの近くに場所を示す物が無い場合、また露営した日の条件が悪く(雨、霧、夜)一緒に写し込めない場合はほぼ同時にその場所を示す特徴物を別に撮影する事。ともに**自身の顔**を写し込む事。

以下の場合には露営風景の写真とは認められない。

- ・シェルターの中で自分の顔を写した写真(場所の特定が不可能)
 - ・場所の特定ができない場合
 - ・キャンプ指定地以外での露営
 - ・標高2000m以上のキャンプ指定地で無い場合
 - ・Exifが確認できない場合(何らかの加工を加える・一旦WEBにUPLしたもの・ファイルサイズを小さく変更した場合はExifが消える場合がある)
 - ・長時間行動(コースタイムで20時間以上)後でない露営
 - ・テント・シュラフを使用した場合
- 後述の「写真撮影の注意点」を参照の事

◎デジタルカメラで撮影した画像には、Exifデータと呼ばれる様々なデータと一緒に記録されている。

その情報には撮影年月日と時間、シャッタースピード、露出、カメラ・携帯電話の機種、位置情報などがある。今回は、その証明として写真の画像情報だけではなくExifデータも併せて判断するので、情報の書き換え等行わないこと。判らない方は何も考えず撮影したデータそのままよい。

*⁴ 検診(一般的に企業等で行われる労働安全衛生法で定められた検査項目)を基に診断された医師の所見を必要とする。その中で「心電図、血圧、血液検査」に関する異常(精密検査が必要)が認められた場合は出場できない。

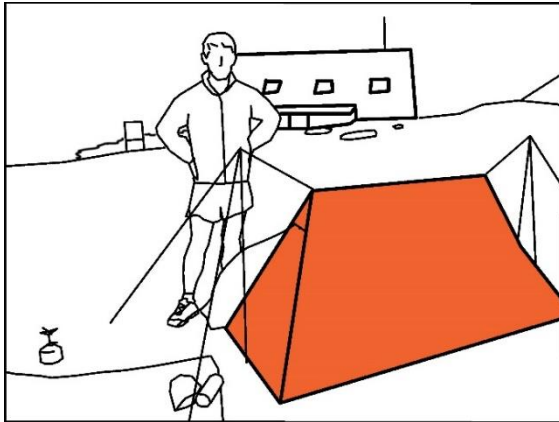
精密検査が必要と診断された場合は再検査を実施後問題無いとされる結果を添付の事。検査結果の伴わない「診断書」のみは不可(2017年6月23日以降)

*⁵ ウィルダネス メディカル アソシエイツ ジャパン、日本登山医学会、スリップストリーム等の野外救急法が望ましい。また医師、看護師、救急救命士、消防士など医療、救助関係を職業とする方であっても有効な受講実績及び証明が必要。

*⁶ レースなど特殊な環境はこれにあてない。ロードを含む場合には4kmを1時間で換算する。

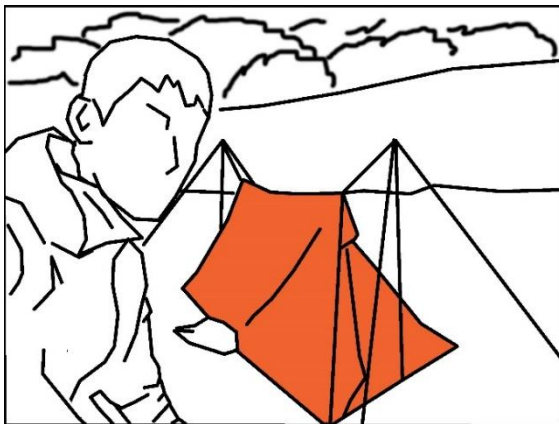
写真撮影の注意点

認められる写真



1枚の場合

- 1: 露営風景【標高2000M以上(北海道は標高1500m以上)のキャンプ場でシェルターを設営している風景】
- 2: 本人の顔
- 3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)



2枚の場合

- 1: 露営風景【標高2000M以上(北海道は標高1500m以上)のキャンプ場でシェルターを設営している風景】
 - 2: 本人の顔
 - × 3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)
- *シェルターを設営している事は確認できますがどこであるのかが分からないため補足の写真が必要です。



2枚の場合の補足写真

- 2: 本人の顔
 - 3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)
- この例では小屋の名前まで読み取れますが、小屋の特徴、回りの状況からこの小屋であるのかが判別できれば構いません。また、この2枚の写真はほぼ同時刻である事が必要です。

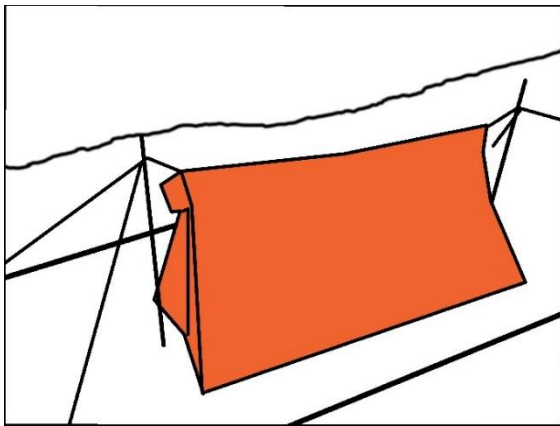
例に挙げた写真が提示されても以下の場合は認められません。

- ・Exifが無い場合
- ・Exifが不自然である場合
- ・PDF、BMP、TIFF、などファイル形式が変えられている場合
- ・制限以上の写真が提示された場合
- ・2枚の写真が提示された場合でも、それぞれの写真の撮影時刻がかけ離れている場合。

認められない写真



- 1: 露営風景【標高2000M以上(北海道は標高1500m以上)のキャンプ場でシェルターを設営している風景】
- × 2: 本人の顔
- 3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)
誰の露営風景なのかが判らないため認められません。



- △ 1: 露営風景【標高2000M以上(北海道は標高1500m以上)のキャンプ場でシェルターを設営している風景】
- × 2: 本人の顔
- × 3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)
誰の露営風景なのかが判らないため場所を示す補足の写真があっても認められません。



- △ 1: 露営風景【標高2000M以上(北海道は標高1500m以上)のキャンプ場でシェルターを設営している風景】
- 2: 本人の顔
- × 3: 場所を示す物(著名な山、小屋、道標等)
* シェルターを設営している事は確認できますが、どこであるのかが全く分からないため補足の写真があっても認められません。

これまではデータに不備があった場合に再提出、修正申告に応じていましたが、提出の遅延など事務処理に多大な影響があったため提出期限内に示されたものを持って判断致します。